

新版

しんぱん

指導要文集

しどうようもんしゅう

第一章

だいいっしょう

信心の基本

しんじん

きほん

罰

ばち

せん

詮ずるところは、上品の一闡提人になりぬれば、順次生

じようぼん

いつせんだいにん

じゆんじしよう

かなら

むけんごく

お

げんばち

に必ず無間獄に墮つべきゆえに現罰なし。

かいもくしよう

(005 開目抄

ばち

罰 113 ページ 11 行)

きようしゆしやくそん

だいじ

ぎようじや

ほけきよう

だいご

まき

教主釈尊より大事なる行者を、法華經の第五の巻をも

にちれん

こうべ

う

じつかんとも

ひ

ち

さんざん

ふ

つて日蓮が頭を打ち、十巻共に引き散らして散々に踏み

たいか

げんとうにせ

脱

そうら

たりし大禍は、現当二世にのがれがたくこそ候わんずら

め。

(013 下山御消息

しもやまごししょうそく

罰^{ばち}
299 ページー15行)

にちれん 諫

おんもち

しんごん あくほう

だいもうこ

日蓮がいさめを御用いなくて、真言の悪法をもつて大蒙古

じようぶく

にほんこくかえ

じようぶく

かえ

を調伏せられれば、日本国還つて調伏せられなん。「還つ

ほんにん

っ

と

もう

て本人に著きなん」と説けりと申すなり。

ほんぞんもんどうしよう

(014 本尊問答抄

ばち

罰 314 ページ 4 行)

にちれん いま

しんごんしゅう

あくほう

もうこく

ちようぶく

日蓮の諫めをとりあげずに、真言宗の悪法で蒙古国の調伏

いの

あいて たお

いの

ぎやく

(祈りにより相手を倒そうとすること)を祈られれば、かえつて逆

にほん

くに

ちようぶく

ほけきよう

ぎようじゃ

はくがい

に日本の国が調伏されてしまうでしょう。「(法華經の行者を迫害

もの

じしん

むく

と

しようとする者は)かえつて自身にその報いをうる」と説かれている

のは、このことをいうのです。

ほけきよう

読

持

もの

み

軽

賤

法華經をよみたもたん者を見て、かるしめ、いやしみ、

憎

嫉

恨

結

ひと

いのち終

にくみ、そねみ、うらみをむすばん、その人は、命おわ

あびだいじよう

い

りて阿鼻大城に入らん

じみようほつけもんどうしよう

(030 持妙法華問答抄

ばち

罰 515 ページ 13 行)

あくにんあ

ふぜん

こころ

いつこう

なか

げん

悪人有って、不善の心をもつて、一劫の中において、現

ぶつぜん

つね

ほとけ

きめ

つみ

かる

に仏前において、常に仏を毀罵せば、その罪はなお軽

ひと

ひと

あくごん

ざいけ

しゅつけ

ほけきよう

し。もし人、一つの悪言をもつて、在家・出家の法華經を

どくじゆ

もの

きし

つみ

おも

読誦する者を毀訾せば、その罪ははなはだ重し

いちだいごじず

(083 一代五時図

ばち

罰 899 ページ 7 行)

にちれんごかんき

被

ほとけ

おんつか

もち

日蓮御勘氣をかばらば、仏の御使いを用いぬになるべ

ぼんてん

たいしやく

にちがつ

してん

おん

おんる

し。梵天・帝釈・日月・四天の御とがめありて、遠流・

しぎい

のち

ひやくにち

いちねん

さんねん

しちねん

うち

じかいほんぎやくなん

死罪の後、百日・一年・三年・七年が内に、自界叛逆難

ごいちもん 同 士 討

始

とて、この御一門どしうちはじまるべし。

しゅじゅおんふるまいごしよ

(107 種々御振舞御書

ばち

罰

1228

ページー8 行)

ずは さしちぶん

もう

しんは さしちぶん

もう

「頭破作七分」と申すは、あるいは「心破作七分」とも申

いただき

かわ

そこ

ほね

し

とき

して、頂の皮の底にある骨のひびたうるなり。死ぬる時

破

いま

よ

ひとびと

い

しょうか

はわるることもあり。今の世の人々は、去ぬる正嘉の

おおじしん

ぶんえい

だいすいせい

みなこうべ

そうろう

こうべ

大地震、文永の大彗星に、皆頭われて候なり。その頭

とき

病

ござう

そん

とき

赤

はら

のわれし時、ぜいぜいやみ、五臓の損ぜし時、あかき腹を

ほけきよう

ぎようじや

謗

当

やみしなり。これは、法華経の行者をそしりしゆえにあ

ばち

たりし罰とはしらずや。

しゅじゅおんふるまいごしよ

107 種々御振舞御書

ばち

罰 1246 ページ 12 行

ずはさしちぶん

しんはさしちぶん

あたま

頭破作七分というのは、あるいは心破作七分ともいって、頭の

かわ そこ

ほね ひびわ

こころ やぶ

し ばあい

皮の底にある骨が罅破れるのです。心が破れきって死んだ場合に

あたま わ

いま よ ひと

さ しょうか

は頭が割れることもあります。今の世の人びとは、去る正嘉の

おおじしん ぶんえい だいすいせい しゅつげん

みなあたま わ

大地震や文永の大彗星が出現したときに、皆頭が破れてしまつ

あたま わ

ぜんそく

はいけつかく

たのです。その頭が破れたときに喘息（または肺結核）になり、

ごぞう そこ

せきり

ほけきよう ぎようじや

五臓を損なつたときに赤痢にかつたのです。これは法華經の行者

そし

あ

げんばつ

き

を誹つたために当たってしまった現罰であると気がつかないのでしよ

うか。

この無間地獄と申すは、むけんじごく 十二時に、一時かた時も大苦ならじゅうにととき ざることはなし。ゆえ 故に、無間地獄と申す。むけんじごく もう

111 光日上人御返事

罰ばち
1265 ページ 3 行

これは華報けほうなるべし。実果じつかの成じょうぜん時とき、いかなげかわ歎しからんずらん。

（122 佐渡御書さどごしよ）

罰ばち
1286
ページー16
行

じしん ぐち ゆえ

じつきよう ぎようじや いや

あるいは自身の愚癡の故、あるいは実教の行者を賤しむ

とう ゆえ か そにんとう ことば 納

じつきよう ぎようじや

ゆえ等の故、彼の訴人等の語をおさめて実教の行者を

じつきよう しゅごしん ぼんしやく にちがつ してんとう くに

あだめば、実教の守護神の梵釈・日月・四天等その国を

ばっ ゆえ せんだいみもん さんさいしちなんお

罰する故に、先代未聞の三災七難起こるべし。

じびようだいしようごんじついもく

139 治病大小権実違目

ばち

罰 1331 ページ 4 行

寒

かんにせめられて、おとがいのわなめく等を、阿波々・

頤

とう

あはは

あたたあたらとうもう

寒

み

阿咤々・阿羅々等と申す。かんにせめられて、身の

紅

似

ぐれんだいぐれんとうもう

くれないににたるを紅蓮・大紅蓮等と申すなり。

おおたどののにようぼうごへんじはっかんじごくこと

154 太田殿女房御返事（八寒地獄の事）

ばち

罰 1369 ページ 15 行

いま わ でしとう し ひとびと ぶつげん み

今、我が弟子等、死したらん人々は仏眼をもつてこれを見

たも いのち まなこ み こくしゅとう

給うらん。命つれなくて生きたらん眼に見よ。国主等は

たこく せ ちやうぶく ひとびと くる じ

他国へ責めわたされ、調伏の人々は、あるいは狂い死

たこく さんりん 隠 きやうしゅ

に、あるいは他国、あるいは山林にかくるべし。教主

しやくそん おんつか に ど 小路 でしとう 牢

釈尊の御使いを二度までこうじをわたし、弟子等をろう

い ころ がい ところ くに

に入れ、あるいは殺し、あるいは害し、あるいは所・国

追 ゆえ とがかなら くにぐに ばんみん み いちいち

をおいし故に、その科必ずその国々・万民の身に一々に

びやくらい こくらい もろもろ あくじゅうびよう

かかるべし。あるいはまた白癩・黒癩、諸の悪重病

ひとびと 多 わ でしとう よし ぞん たま

の人々おおかるべし。我が弟子等、この由を存ぜさせ給

え。

(
178
兵衛志殿御書

ひょうえのさかんどのごしよ

(親父入信の事)

しんぷにゆうしん こと

罰^{ばち}
1493
ページ
14
行)

かれ はしら 侍 りゆうぞう 倒 わざん ひと
彼らが柱とたのむ竜象すでにたおれぬ。 和讒せし人も、

やまい 冒
またその病におかされぬ。

すしゆんでんのうごしよ さんしゆざいほうごしよ
(210 崇峻天皇御書 (三種財宝御書))

ばち 罰
1593 ページ 4 行

かこ 過去・ げんざい 現在の まつぼう 末法の ぼんみん 法華經の ぎようじや 行者を ぎようせん 輕賤する おうしん 王臣・
はじ 始めは こと 事なき しょうにんごなんじ ようにて、 つい 滅 終ほろび ぞうら ざるは 候わず。

219 聖人御難事

罰 ばち 1619 ページ 10 行

ばち そうばち べつばち けんばち みようばち よつ そうろう にほんこく

罰は総罰・別罰・顛罰・冥罰、四つ候。日本国の

だいえきびよう だい 飢 渴 同 士 打 たこく 責 そう

大疫病と大けかちとどうしうちと他国よりせめらるるは総

罰 疫 病 みようばち おたとう げんばち

ばちなり。やくびようは冥罰なり。大田等は現罰なり、

べつ

別ばちなり。

しょうにんごなんじ

(219 聖人御難事

ばち

罰 1619 ページ 15 行)

ばち そうばち べつばち けんばち みようばち よつ にほん

罰には、総罰・別罰・顛罰・冥罰の四つがあります。日本の

くに だいえきびよう お だいききん ほうじよういちもん どうしう

国に大疫病が起こり、大飢饉におそわれ、北条一門に同士討ち

お たこく そうばち えきびよう

が起こり、また他国からせめられているのは、総罰です。疫病は

みようばち

冥罰です。

おおたちかまさ

だいしんぼう

らくば

げんばち

大田親昌や大進房の落馬などは現罰であり、別罰な

べつばち

のです。

いぬ しし 吠 ほらわた 腐 しゆら にちりん いたてまつ

犬は師子をほうれば 腸 くさる。 修羅は日輪を射奉れば

こうべしちぶん わ いっさい しんごんし いぬ しゆら

頭七分に破る。 一切の真言師は犬と修羅とのごとく、

ほけきよう ぎようじや にちりん しし

法華經の行者は日輪と師子とのごとし。

おとごぜんごしようそく

(242 乙御前御消息

罰 1687 ページ 17 行

いぬ しし ほ ちよう あしゆら にちりん

犬は師子にむかつて吠えれば 腸 がくさり、 阿修羅は日輪

たいよう や い あたま しちぶん わ

(太陽) を矢で射れば 頭 が七分に破れるといひます。 すべてのの

しんごんしゆう そう いぬ あしゆら ほけきよう ぎようじや にちりん

真言宗の僧は犬と阿修羅のようであり、法華經の行者は日輪と

師子のようなものです。

にちれん ほけきよう ぐつう そうろう かみいちにん しもばんみん いた

日蓮が法華経を弘通し 候を、上一人より下万民に至るま

おん 怨 そうろうゆえ いっさい かみ うやま いっさい ほとけ ごくよう

で御あだみ 候故に、一切の神を敬い一切の仏を御供養

そうら くどくかえ だいあく 灸 かえ

候えども、その功德還つて大悪となり、やいと^灸の還つて

あくそう くすり かえ どく

悪瘡となるがごとく、薬の還つて毒となるがごとし。

じぶぼうごへんじ

388 治部房御返事

罰^{ばち}
2028 ページー17行

ほけきよう

きよう

たも

ひとびと

ほけきよう

ぎようじや

法華経をば経のごとく持つ人々も、法華経の行者を、あ

とん

じん

ち

せけん

るいは貪・瞋・癡により、あるいは世間のことにより、あ

品々

振舞

にく

ひと

るいはしなじなのふるまいによつて憎む人あり。これは

ほけきよう

しん

しん

くどく

ぼち

被

法華経を信ずれども信ずる功德なし。かえりて罰をかぼる

なり。

406

にちによごぜんごへんじ
日女御前御返事

ぞくるいほんとうたいい こと
(嘱累品等大意の事)

ばち

罰 2093 ページ 1 行

ほけきよう

きようもん

たも

ひと

ほけきよう

ぎようじや

法華経を経文どおりに持つ人びとであつても法華経の行者を、

とん

じん

ちとう

ぼんのう

せけん

あるいは貪・瞋・癡等の煩惱により、あるいは世間のことにより、

げんどう

にく ひと

あるいはさまざまな言動がよくないといつて憎む人がいます。この

ひと ほけきよう しん

しん くどく

ような人は法華經を信じてはいても、信じた功德はなく、かえつて

ばち う

罰を受けるのです。

ばち よつ

そうばち

べつばち

みようばち

けんばち

しょうにん

罰に四つあり。総罰・別罰・冥罰・顕罰なり。聖人を

怨

そうばちいつこく

してんげ

ろくよく

し

あだめば、総罰一国にわたる。また四天下、また六欲・四

ぜん

けんじん

てきじんとう

いま

にほん

禅にわたる。賢人をあだめば、ただ敵人等なり。今、日本

こく

えきびよう

そうばち

さだ

しょうにん

くに

国の疫病は総罰なり。定めて聖人の国にあるをあだむ

やま

たま

抱

そうもく 枯

くに

しょうにん

か。山は玉をいだけば草木かれず。国に聖人あればその

くに

破

やま

そうもく

枯

たま

ゆえ

ぐしや

知

国やぶれず。山の草木のかれぬは玉のある故とも愚者はし

くに

破

しょうにん

ゆえ

ぐにん

わきま

らず。国のやぶるるは聖人をあだむ故とも愚人は弁えざ

るか。

(406

日女御前御返事

(嘱累品等大意の事)

にちによごぜんごへんじ

ぞくろいほんとうたいい

こと

罰^{ばち}
2094
ペー
ジ
2
行